



ひたちなか市大規模盛土造成地マップ

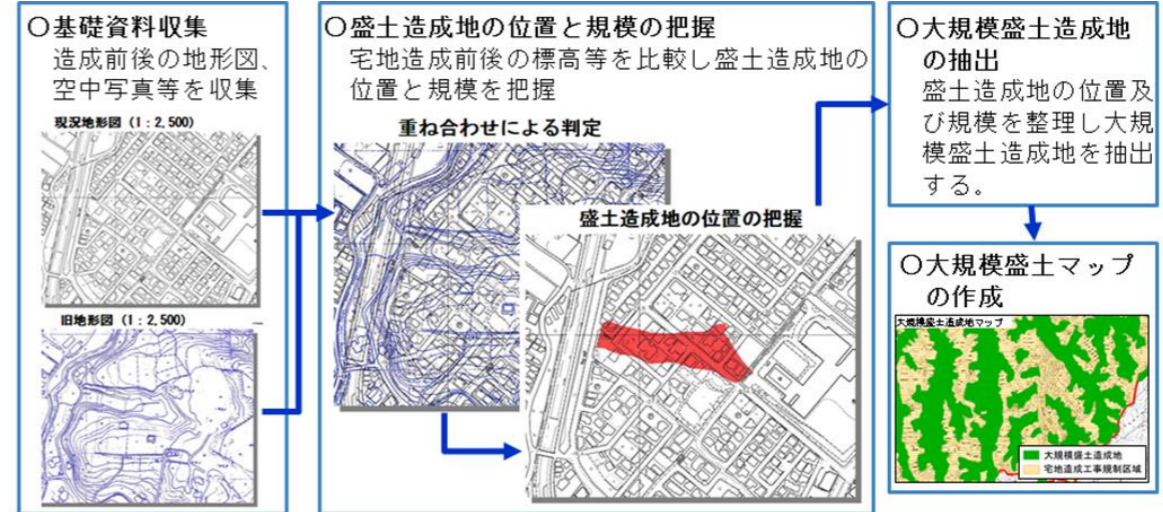
目的と背景

このマップは、阪神・淡路大震災、新潟県中越地震、東日本大震災により、大規模に盛土を行った造成地で災害が発生したことを踏まえ、市民の皆様が大規模盛土造成地が身近に存在することを知らせていただき、日頃からご自身の宅地の周辺状況に関心を持ち、防災意識を高めていただくことを目的とし、調査を実施し作成しました。

調査の手法は、国の「大規模盛土造成地の滑動崩落対策推進ガイドライン及び同解説」(以下ガイドライン)に基づいています。

この調査方法及びマップについて

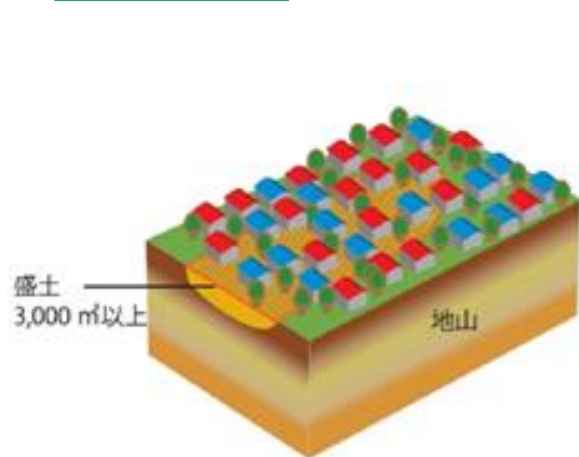
大規模盛土造成地マップは、ガイドラインに基づき、現在の地形図と造成前の地形図及び空中写真等を重ね合わせて抽出したもので、大規模盛土造成地のおおむねの位置及び規模を示しています。



画像は国土交通省ホームページより抜粋

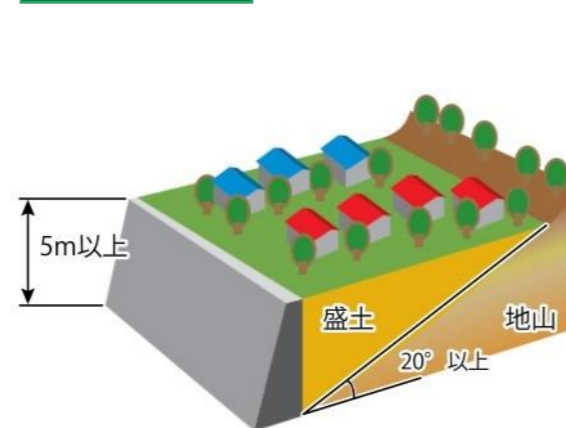
大規模盛土造成地とは

谷埋め型盛土



谷や沢を埋めた、面積が3,000㎡以上の盛土

腹付け型盛土



傾斜地に盛土した、造成前の地盤の傾斜が20度以上で、かつ盛土の高さが5m以上の盛土

画像は国土交通省ホームページより抜粋

大規模盛土造成地に関するQ&A

Q1. 大規模盛土造成地とは何ですか

A1. 宅地造成を行った中で、谷や沢を埋めて盛土をした面積が3,000㎡以上の造成地、若しくは、高さが5m以上かつ勾配が20°以上の腹付け盛土をした造成地を、大規模盛土造成地と定義しています。

Q2. もっと詳細なマップはないのでしょうか。

A2. マップを作成するために使用した造成前の地形図や空中写真は精度が高くなく、誤差が含まれますので、大規模盛土造成地のおおむねの位置を示したものになっております。

Q3. 大規模盛土造成地は危険なのですか。

A3. 大規模盛土造成地マップは、造成前後の地形図を重ね合わせることで、大規模盛土造成地のおおむねの位置及び規模を抽出したもので、その造成地の危険性を示したものではありません。

Q4. 大規模盛土造成地に自分の家が入っていますが、どうすればいいですか。

A4. 地震発生を事前に知ることは困難です。そのため、日頃からご自身の宅地の周辺状況に関心を持ち、異常がないか目配りしていただくことが大切です。国土交通省が作成している「わが家の宅地安全マニュアル<滑動崩落編>」をご活用ください。

Q5. 大規模盛土造成地は、土地の売買、開発及び建築等に際し、何か特別な手続きが必要になりますか。

A4. 特別な手続きや条件等の規制はありません。また、宅地建物取引業法に規定する重要事項説明書への記載も求められていません。

宅地耐震化に関するホームページ紹介

- 宅地防災／国土交通省
<http://www.mlit.go.jp/toshi/web/index.html>
- わが家の宅地安全マニュアル<滑動崩落編>／国土交通省
<http://www.mlit.go.jp/crd/pamphlet.html>

<問合せ先>

ひたちなか市都市整備部建築指導課指導係
電話: 029-273-0111 (内線1353,1354)